

# 柏原市木材利用基本方針

## 第1 (趣旨)

森林は、水資源の涵養、土砂災害の防止、林産物の供給等の公益的な機能を通じて、市民生活を営むうえで重要な役割を担っている。これら森林の有する機能が持続的に発揮されるためには、森林整備の過程から発生する木材を有効に利用することは極めて重要である。木材の利用を促進することは、温もりのある快適な生活空間の形成のみならず、脱炭素社会の実現やカーボンニュートラルの達成、循環型社会の構築に大きく貢献するものである。

この方針は、市が整備する公共建築物等及び市内の民間建築物において木材の利用の促進を図るため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、大阪府が定める「大阪府木材利用基本方針」に即して必要な事項を定める。

## 第2 (市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市が整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努める。

## 第3 (用語の定義)

この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (2)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第4 (市が整備する公共建築物における木材の利用の目標)

公共建築物・公共工作物における木材の利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物を整備する際は木造化に努め、木造化が困難な場合について

は、可能な範囲で木質化に努める。

- (2) 公共土木工事（工作物）において、フェンス、ベンチ、土留め、資材等により木材の使用が可能な場合は、その使用に努める。
- (3) 木造化、木質化、公共土木工事等には大阪府内産材をはじめとする国産材の利用に努める。
- (4) 市は、全庁的な連携体制を構築し、木材の利用の可能性を検討するとともに、木材の利用に関する最新技術や知見の共有に努める。

2 次に掲げる場合には、前項各号の規定は適用しない。

- (1) 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により制限がある場合
- (2) 防災機能の維持、安全性、経済性、維持管理等を総合的に勘案し、木材の利用が著しく困難又は不相当と認められる場合

## 第5 （その他市内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項）

### (1) 木材の利用の普及啓発等

市は、市内の民間建築物における木材の利用が促進されるよう、普及啓発や情報の提供等に努めるものとする。

### (2) 建築物木材利用促進協定の活用

市は、事業者等と連携して木材の利用を推進するため、法第15条の規定に基づく「建築物木材利用促進協定」の締結を検討するなど、官民連携による取り組みを促進する。

## 附 則

この方針は、令和3年1月5日から施行する。

この方針は、令和8年3月31日に一部改定する。